

小矢部市農村環境改善センター（令和5年10月1日改定）

改 定 後				現 行									
(単位：円)				(単位：円)									
施設名		基本使用料（1時間当たり）		種類		基本使用料金							
						午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日		
多目的ホール	団体		1,200	多 目 的 ホ ール	団 体	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時		
	個人	児童生徒	70			個 人	児 童 生 徒	50円／時間					
		一般	150					一 般	100円／時間				
農事研修室		320		農事研修室		850	1,170		1,170	1,710	1,920	2,560	
農産研修室		150		農産研修室		430	530	530	850	960	1,170		
和室会議室（30畳）		320		和室会議室	30畳	850	1,170	1,170	1,710	1,920	2,560		
和室会議室（15畳）		160			15畳	430	530	530	850	960	1,170		
生活研修室		400		生活研修室		1,280	1,710	1,710	2,560	2,880	3,740		
備考				備考									
1 使用時間の短縮による使用料の減額を行わない。				1 使用時間の超過加算									
2 使用時間に1時間に満たない端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。				使用者が使用時間を超過して使用するときは、1時間増すごとに上記表の額にそれぞれ20パーセントを加えた額の使用料金を徴収する。この場合において、超過使用時間が1時間に満たない端数を生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。									
3 冷暖房期間中の使用料は、基本使用料の20パーセントに相当する額を加算する。ただし、多目的ホールの個人使用の場合は除く。				2 暖冷房期間中のセンターの使用料は、20パーセント増とする。ただし、多目的ホールの個人料金は除く。									